

国立大学法人京都大学教職員倫理規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (禁止行為) 第5条 教職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) } (略) (6) } <u>(7) 利害関係者と共に飲食をすること。</u> <u>(8)</u> } (略) <u>(9)</u> }</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>(1) } (略) (5) } (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。 (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。 (8) <u>利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあっては、倫理監督者（第13条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。</u></p> <p>3 第1項の規定の適用については、教職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該教職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。</p> <p>(禁止行為の例外) 第6条 教職員は、私的な関係（教職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。</p>	<p>(禁止行為) 第5条</p> <p>(1) } (同左) (6) } (7) } (同左) (8) } <u>(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。</u></p> <p>2</p> <p>(1) } (同左) (5) } (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。 (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。</p> <p>3 第1項の規定の適用については、教職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該教職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。</p> <p>(禁止行為の例外) 第6条 教職員は、私的な関係（教職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>3 教職員は、同じ部署等で勤務した関係又は大学が行った研修若しくは大学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。</p> <p>(利害関係者以外の者との間における禁止行為)</p> <p>第7条 教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (同左)</p> <p>(利害関係者以外の者との間における禁止行為)</p> <p>第7条 教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(<u>教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止</u>)</p> <p>第7条の2 教職員は、他の教職員の第5条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の教職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。</p> <p>2 教職員は、大学において教職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。</p> <p>3 次に掲げる管理職の地位にある教職員は、その管理し、又は監督する教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。</p> <p>(1) 指定職俸給表適用者</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)第12条の俸給の特別調整額を受給する教育職4級以上の教員</p> <p>(3) 一般職(一)5級以上の職員</p> <p>(4) 医療職(一)6級以上の職員</p> <p>(5) 医療職(二)6級以上の職員</p> <p>(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)</p> <p>第7条の3 教職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。</p> <p>(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。</p>

改正前	改正後
<p>(講演等に関する規制)</p> <p>第8条 (略) (教職員からの申請)</p> <p>第9条 教職員は、<u>第5条第2項第8号</u>の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ別記様式第1号による飲食許可申請書又は別記様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。</p> <p>(贈与等の報告)</p> <p>第10条 次に掲げる管理職の地位にある教職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職の地位にある教職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「4半期」という。）ごとに、別記様式第3号による贈与等報告書を、当該4半期の翌4半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 指定職俸給表適用者</u> <u>(2) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第12条の俸給の特別調整額を受給する教育職4級以上の教員</u> <u>(3) 一般職（一）7級以上の職員</u> <u>(4) 医療職（一）6級以上の職員</u> <u>(5) 医療職（二）6級以上の職員</u> (報酬)</p> <p>第11条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬うち、教職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であつて教職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬</p> <p>2 (略) (中略)</p>	<p>(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。</p> <p>(講演等に関する規制)</p> <p>第8条 (同左) (教職員からの届出等)</p> <p>第9条 教職員は、<u>第7条の3</u>の規定による届出又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ別記様式第1号による飲食届出書又は別記様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。</p> <p>(贈与等の報告)</p> <p>第10条 <u>第7条の2第3項</u>に掲げる管理職の地位にある教職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職の地位にある教職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「4半期」という。）ごとに、別記様式第3号による贈与等報告書を、当該4半期の翌4半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬うち、教職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬</p> <p>2 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>(倫理監督者の責務)</p> <p>第15条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 教職員からの第9条の申請を適当と認めただ場合に、<u>許可又は承認</u>を行うこと。</p> <p>(6) } (略)</p> <p>(7) }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(倫理監督者の責務)</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 教職員からの第9条の<u>届出を受理すること又は申請を適当と認めただ場合に、承認</u>を行うこと。</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>

年 月 日

飲 食 許 可 申 請 届 出 書

倫 理 監 督 者 殿

(所 属)  
(職 名)  
(氏 名)

印

利 害 関 係 者 と の 飲 食 の 目 的 、 理 由	
飲 食 の 相 手 方	
飲 食 の 内 容 ( 飲 食 に 要 す る 予 定 金 額 を 含 む )	
飲 食 の 日 時	
飲 食 の 場 所	
<p><del>上記の申請を許可する。</del></p> <p style="text-align: right;">— 年 — 月 — 日</p> <p style="text-align: center;"><del>倫 理 監 督 者</del> ————— 印</p>	

年 月 日

飲 食 許 可 申 請 届 出 書

倫 理 監 督 者 殿

(所 属)  
(職 名)  
(氏 名)

印

利 害 関 係 者 と の 飲 食 の 目 的 、 理 由	
飲 食 の 相 手 方	
飲 食 の 内 容 ( 飲 食 に 要 す る 予 定 金 額 を 含 む )	
飲 食 の 日 時	
飲 食 の 場 所	
<p><del>上記の申請を許可する。</del></p> <p style="text-align: right;">— 年 — 月 — 日</p> <p style="text-align: center;"><del>倫 理 監 督 者</del> ————— 印</p>	